

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目次

◇規則 保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則

◇告示 漁船損害補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための発起人の届出

土地改良事業計画の決定
開発行為に関する工事の完了(二件)

◇教委規則 鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則

規則

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年六月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十五号

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「九千円」を「一万円」に改め、同項第二号中「四千五百円」を「五千円」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。
- 3 昭和五十三年三月三十一日以前に看護職員養成施設に入学した者に係る修学資金の額については、改正後の規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告示

鳥取県告示第五百六十一号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定に基づき、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めることについての届出があつたので、漁

船損害補償法施行令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年六月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
発起人の住 加入区 所及び名氏 の名称 漁船損害補償法第百十 三条第一項の申出の有 無及び当該申出の相手 方となる漁業協同組合 の名称	縦覧期間 縦覧場所
米子市両三柳 倉本 善正米 子 米子市和町加入区 井田 光春	昭和五十三年 六月二十三日 から同年七月 七日まで 米子市漁業協同組合 米子第一漁業協同組合
境港市中野町 景山 稔境 港 境港市上道町加入区 高見 昭規	昭和五十三年 六月二十三日 から同年七月 七日まで 弓北漁業協同組合 弓浜漁業協同組合

鳥取県告示第五百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十三年四月十八日付けで西伯郡名和町大字門前八二番地遠藤宣雄ほか十六人の者から申請のあつた農営で行う土地改良（名和地区は場整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の

規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年六月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良（名和地区は場整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年六月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百六十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年六月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年九月十六日 鳥取県指令受都計第三百六十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市宮長字畑田、字大繕、字江崎及び字土手ノ下夕（二工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉成八三四番地

株式会社相互信販

取締役社長 岸野高春

鳥取県告示第五百六十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年六月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年二月十七日 鳥取県指令受米土維第百六十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字大沢一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市昭和町一五ノ二番地

田中興産有限会社

代表取締役 田中美恵子

教育委員会規則

鳥取県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を

改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年六月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則（昭和五十年二月鳥取県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に基づく課税の対象とならないこと」を「教育委員会が別に定める額の範囲内であること」に改める。

第三条第一項中「五千元」を「六千元」に改める。

様式第一号中「苗字なく、~~氏名を併記し、~~苗字の添付を要しない氏名です」を「苗字ありせんので」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

3 改正後の規則第三条の規定は、昭和五十三年四月一日以降に高等学校の定時制の課程の第一年又は通信制の課程の第一次に入学した者（同日以後に転学、編入学等によりこれらの者と同一の学年又は年次に在

学することとなつた者を含む。)に係る高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】